

PET ボトル分別基準適合物の円滑な引き渡しをお願い

容器包装リサイクル法は、市民が分別排出し、市町村が分別収集・選別保管し、事業者が再商品化するという 3 つの主体間の協力のもとに成り立っています。

改正容器包装リサイクル法の基本方針で、「分別基準適合物の指定法人への円滑な引き渡しが必要である」と定められました。この容リ法の精神に則り、指定法人への PET ボトルの円滑な引き渡しへのご協力をくれぐれもよろしくお願いいたします。

1. PET ボトルリサイクルの現状

平成 24 年度の市町村から指定法人への PET ボトルの引き渡し量は約 19 万 5 千トンでした。また平成 25 年度分別収集計画全国計約 30 万トンに対して、指定法人への申込量は約 20 万 1 千トンであり、4 月以降 9 月までの引き渡し実績は半年間で約 11 万 3 千トン、進捗率 56% となっています。このように平成 21 年度以降、市町村からの引渡し量は安定化しており、改正容リ法の基本方針に「市町村により分別収集された使用済 PET ボトル等については、指定法人（容リ協会）への円滑な引き渡しが必要」との文言が加えられ、その重要性を市町村ご担当の皆様方にご理解いただいた成果であると考えております。

なお、平成 24 年夏以降、ポリエステル市況の急激な変動等を背景に、使用済み PET ボトルの再商品化製品（フレック等）の価格競争力の急激な低下・販売量の激減に直面したため、国内リサイクルシステムの崩壊を防ぐため、一部再生処理事業者による市町村からの引取り辞退及び事業者の再選定を行う等の暫定措置を講じ全ての保管施設からの引取を滞りなく行うことができました。

一方、今年 6～7 月に実施した平成 26 年度市町村引き渡し量調査においても今年度並みの約 20 万トンとなっておりますが、これまでと同様に、依然として全体の約 3 分の 1 が指定法人以外で独自処理される予定となっております。容器包装リサイクル法のシステムの中で分別収集された使用済み PET ボトルを確実にリサイクルするためには、国内リサイクル事業者の再生処理能力が十分に活用される必要があります。現在、指定法人に登録されている再生処理事業者の能力は総計約 40 万トン強ある一方、指定法人への引き渡し量は再生処理能力の 5 割程度に留まっている現状では、残念ながら、国内でのリサイクルを確実に実施するために構築されたリサイクルインフラは十分に活用されていない状況にあると言わざるを得ません。

2. 指定法人ルート引き渡しの重要性

指定法人への引き渡し量の不足ならびに不安定化は、容リ法施行開始以来、業界・関係者各位のご協力のもと築き上げられてきた PET ボトルのリサイクルインフラの安定維持に対し多大な悪影響を与えます。指定法人ルートへの引渡し量の不足は、国内 PET ボトル再生処理事業者の経営基盤を脆弱化させ、最終的には国内リサイクルインフラの崩壊へ繋がる危険性をはらんでいます。これに対し、円滑な引き渡しを更に推進し、指定法人ルートを確保することは以下 3 点のメリットを生むこととなります。

指定法人への引き渡しが如何に重要であるかについて、市町村ご担当の皆様方のご理解をお願いいたします。

(1) リスク回避

市町村による独自処理が現状のまま続くと、再生処理事業者の経営が破綻しリサイクルインフラが崩壊する恐れがあります。さらに、ポリエステル市況の変動等により、海外輸出されている流れが停止した場合には使用済み PET ボトルが行き場を失い、最悪の場合には焼却・埋立処分等に廻される危険性もあり

ます。指定法人への「円滑な引渡し」はこのようなリスクを回避するための最適な手段であるといえます。

(2) 高品位な利用

指定法人に引き渡された使用済みPETボトルは国内の再生処理工場において、フレークまたはペレットというプラスチック原料、あるいは、化学的に分解されてポリエステル原料を得ることにより確実に再商品化された後に、繊維製品、卵パックなどのシート類、および再びPETボトルに戻されるなど、高品位のリサイクルが行われています。

一方、独自処理の多くは中国をはじめとする海外へ輸出されていますが、ここでは主に「ぬいぐるみの詰め綿」を代表的な製品とする「短繊維」に再生利用されており、我が国での再生PET樹脂の利用用途と比較して低品位のものが多く、再生原料としての利用効果は少ないといわざるを得ません。独自処理よりも指定法人ルートの方が、より高品位な製品として利用されています。

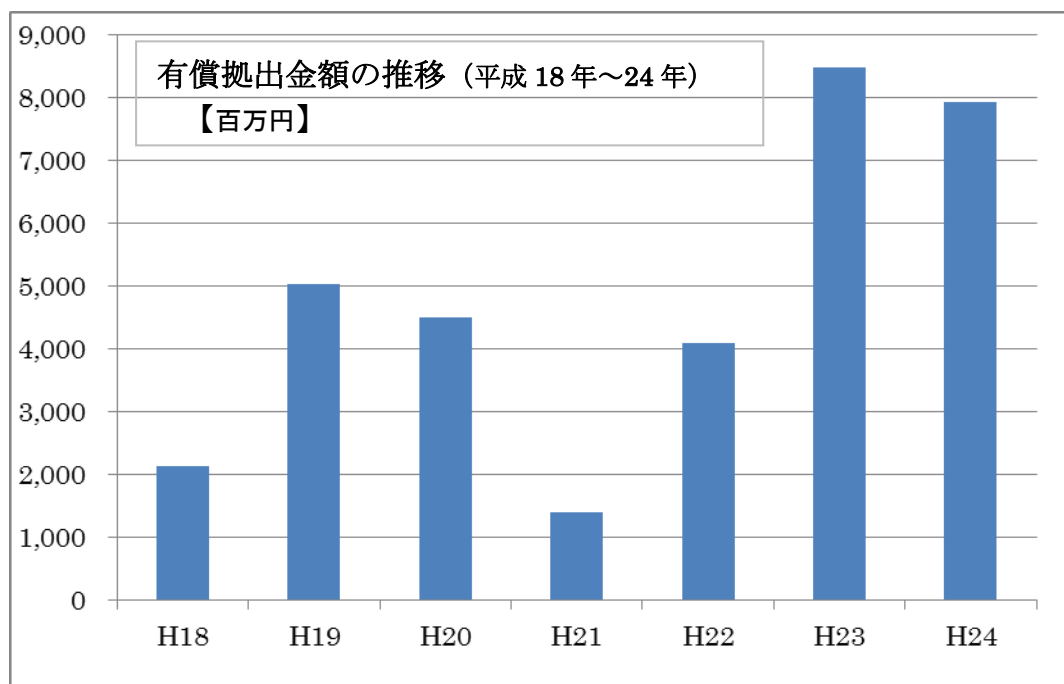
(3) 二酸化炭素排出量の削減効果

使用済みPETボトルを効率的にリサイクルすることにより、現在、地球環境問題で最も重要な項目として位置づけられている二酸化炭素の排出量を削減することが可能となります。逆に、中国をはじめとする海外へ輸出した場合は、PETボトルそのものと一緒にリサイクルによる二酸化炭素排出量の削減効果も輸出してしまうことになり、国内での二酸化炭素排出量の削減に寄与することが出来なくなります。

3. 有償入札分は全額を市町村に拠出

指定法人への引き渡しに関し、再生処理事業者の有償入札によって当協会が得た収入相当額は、消費税分を除いて全額を当該市町村へ寄付金として拠出されます。下図に示すように、平成23年度は約85億円、平成24年度は約79億円が該当する市町村に拠出されました。

以上の点をご理解いただき、我が国のPETボトルリサイクルシステム強化・安定化のために、容器包装リサイクル法に則り、指定法人（容リ協会）への円滑な引き渡しをお願いいたします。



以上